

合理的配慮に係る本学の取り組みについて

■本学の合理的配慮について

「合理的配慮」とは、障がいや病気などにより、修学および学生生活において支援を必要とする学生に必要なかつ適当な配慮をすることです。

本学では障がいのある学生が他の学生と同じように授業や学生生活を送ることができるよう、大学が過重負担とならない範囲で修学支援をしていきます。

学生支援課が窓口となり、その修学支援がスムーズにいくよう、学内の調整を行います。

■障がい・疾病のある学生のみなさんへ

本学では、学科および事務局等に複数の「障がい学生相談員」を配置しています。

障がい・疾病により、大学での学修、生活を送る上で相談したいことがある場合は、気軽に各学科および事務局等の「障がい学生相談員」を訪ねてください。

また、相談したい内容により、どこの「相談窓口」がよいか迷ったら、まずは学生支援課を訪ねてみてください。

※本人の意に反して障がい・疾病に関する情報を公開することはありません。

